

## 【ARCh】Animal Rescue Chiba からのお願い

数万頭もの犬猫が毎年殺処分されています。1日でも早くこのような悲劇をなくすことが私たちの願いです。

そのためには、『産ませないこと』『責任を持って育てること』が非常に重要です。

飼えないことが現実になってからでは遅すぎます。

生命の重さを十分に理解し、小さな命にも敬意を忘れないでください。

そして犬猫の飼い主となったその日の気持ちを持ち続けてください。

以上のような主旨から、私たちは新しく飼い主となられた方に次の契約書への署名捺印をお願いしております。

### 譲渡契約書

私 \_\_\_\_\_ は、保護主 ARCh の保護していた犬(犬種 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_ 仮名: \_\_\_\_\_ 推定 \_\_\_\_\_ 歳)を譲り受け、責任をもって飼養することを以下のとおり約束いたします。

1. 国に定められた動物飼育に関する法律や社会責任を果たし、他人に迷惑をかけない適性飼育を致します。
2. 年に1度の5種～8種混合ワクチン接種を致します。(最近のワクチンは 20 年 月 種混合ワクチン接種済)
3. 不妊手術は、実施済みとの説明を受けています。( 2021 年 月 〇〇市 〇〇動物病院 にて実施)
4. 他の犬からの病気感染、交通事故などから守るため、室内飼いに致します。
5. 毎年のフィラリア予防、狂犬病の予防注射は、責任を持って行います。
6. 正式譲渡決定後、すみやかに蓄犬登録を行ない、元親へ犬登録鑑札のコピーを添えて報告致します。
7. 万が一迷子になった場合はただちにARCh・近隣の保健所・交番・警察署に連絡し、迷子犬捜索のために適切な処置を致します。迷子札・鑑札は常時、装着します。
8. 止むを得ぬ事情で犬の飼育が困難になった場合は保護主の了解無く他人への譲渡は致しません。また捨てたり、保健所へ持ち込んだりも致しません。
9. トライアル期間中は週に2度、初年度は2～3ヶ月に1度、次年度からはARChホームページ内の『卒業犬・猫幸せ便り』等へ1年に1度程度の近況報告を、写真を添えて致します。
10. 保護主が譲渡した犬への面会を希望した場合、常識の範囲内でいつでも面会できることを了承致します。
11. 20 年 月 日より2週間をトライアル期間とし、必要に応じて保護主、立会人が再訪し、飼育状況を確認することを了承致します。トライアル期間が終了して正式譲渡となるまでは、本犬の親権は保護主(ARCh)側にあることを了承致します。トライアル期間終了後、正式譲渡となった際は、責任と愛情を持って終生飼育を致します。
12. 譲渡された里子 は以下の写真の犬に間違いありません。

【210101-01】 \_\_\_\_\_ 犬種 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_ 仮名: \_\_\_\_\_

推定 \_\_\_\_\_ 歳 毛色: \_\_\_\_\_ 体重 kg \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 種混合ワクチン接種済み

不妊手術済 \_\_\_\_\_

マイクロチップ装着済 No. \_\_\_\_\_

狂犬病予防接種済 \_\_\_\_\_



本契約書は、里親、保証人、元親、立会人の双方が署名捺印をし、1通ずつ所持するものとします。

●里親

令和\_\_年\_\_月\_\_日

里親氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 〒 \_\_\_\_\_

固定電話番号 \_\_\_\_\_

携帯電話番号 \_\_\_\_\_

身分証明書の内容を転記してください

●保証人(必須)

令和\_\_年\_\_月\_\_日

保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 〒 \_\_\_\_\_

固定電話番号 \_\_\_\_\_

携帯電話番号 \_\_\_\_\_

身分証明書の内容を転記してください

●保護主(ARCh)

令和\_\_年\_\_月\_\_日

保護主氏名: ARCh 代表 内藤昌子

住所: 〒270-2222 千葉県松戸市高塚新田 157-26

ARCh 事務所

連絡先 080-6614-9310



●立会人(ARCh スタッフ)

令和\_\_年\_\_月\_\_日

立会人氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

●預かりスタッフ(ARCh スタッフ)

令和\_\_年\_\_月\_\_日

預かりスタッフ氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

1. 迷子等になった場合の万が一に備えてポスターに使うための写真を用意しておくといでしょう。
2. 転居の際は必ず元親までご連絡ください。トライアル期間中に転居予定がある場合は、転居後の譲渡になります。

【里親様へのお願い】

- ◇ 脱走・逃走・事故・咬傷事故(対人、対犬、等)に十分気をつけてください。
- ◇ お散歩は小さなお子さんだけではさせず、必ず父兄同伴でお願いします。
- ◇ トライアル期間中に万が一の事故が起きても、その責任は当方では一切負いません。また当方への金銭の要求にも応じません。
- ◇ 自らの責任において対処し、事故のないように努めてください。
- ◇ トライアル期間中は、当会の了承なしに医療行為を受けること(緊急時を除く)、また、行動問題のトレーニングを受けることは原則、禁止しています。必ず事前にご相談ください。
- ◇ トライアル中のご旅行・遠出も原則、禁止しています。正式譲渡手続きが終わるまで控えてください。

譲渡に際しての約束事を守れない時、譲渡動物の飼育者としてふさわしくないと判断された時には、トライアル期間・正式譲渡後に関わらず、すみやかに引渡し請求に応じ、譲渡動物の返還をして頂きます。

また、虐待や他の目的(実験動物取扱業者・実験動物施設・三味線や毛皮のための皮革業者、他への納入、または自ら他の目的のために使用すること等)のため里親になると偽り騙し取る詐欺行為があった場合は、詐欺に対する法的対処を行います。

虐待行為、もしくは放置虐待(給餌、給水をやめることにより衰弱させる等)があった場合は、『動物の愛護及び管理に関する法律』第二十七条違反として、法的対処を行います。(これには期間の限定はありません)。